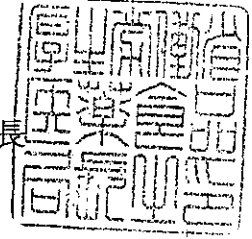


薬食発 0325 第 2 号  
平成 23 年 3 月 25 日

各  
都道府県知事  
政令市長  
特別区長  
殿

厚生労働省医薬食品局長



医療用医薬品再評価結果、平成 22 年度（その 2）について

今般、別表の 2 品目について、薬事法第 14 条の 6 第 2 項の規定による再評価が終了し、結果は別表のとおりであるので、御了知の上、関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

山梨県 衛生薬務課
23.3.31
衛薬第号

医療用医薬品再評価結果  
平成22年度（その2）について

昭和54年薬事法改正以後に再評価に指定された成分  
に対する再評価結果

（昭和63年5月30日薬発第456号薬務局長通知  
に基づく再評価）

（その58）

<品質第37回>

1. 再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて（昭和62年7月11日薬発第592号薬務局長通知）  
の別記1の3に該当する医薬品  
【薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しない。】

番号	販売名	申請会社名	一般名又は有効成分名	剤型	含量	再評価指定年月日
1	ラブチーム顆粒	エムシーファーマ(株)	塩化リゾチーム	顆粒剤	100mg/g	平成14年7月15日
2	ラブチーム錠90	日本ジェネリック(株)	塩化リゾチーム	錠剤	90mg	平成14年7月15日